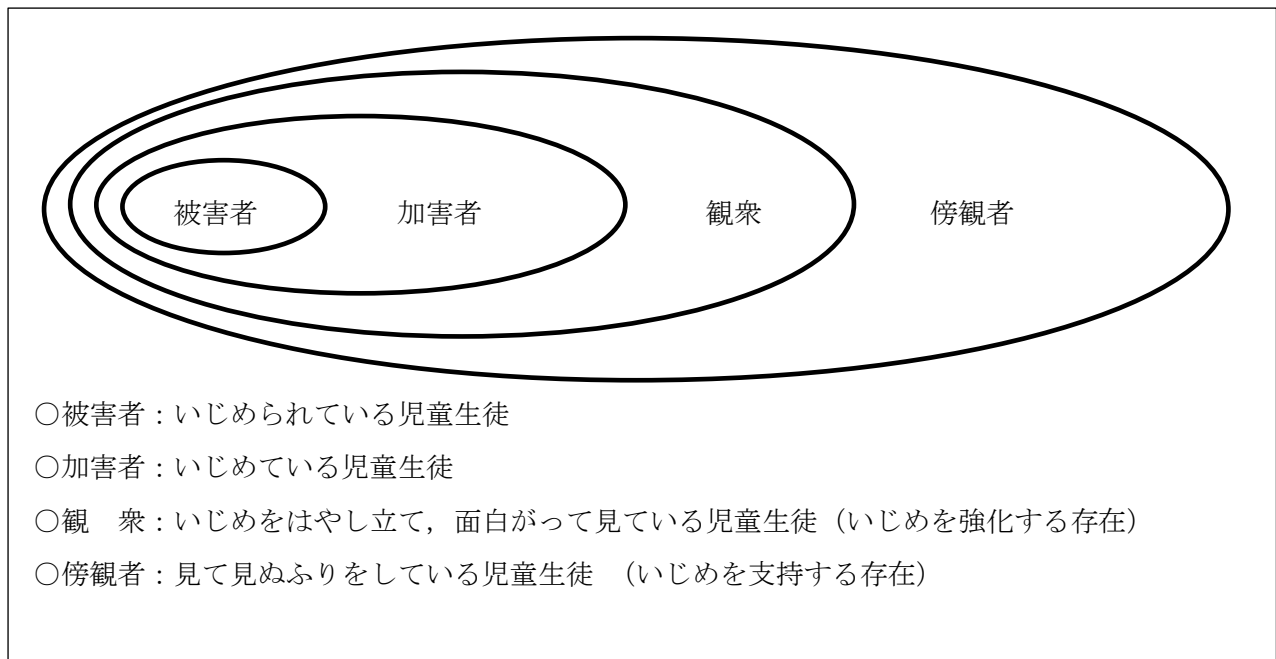


これらのいじめの中には、早期に警察に相談することが重要なものや児童の生命、身体または財産に重大な被害を生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの理解

「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、いじめを許容しない雰囲気形成が必要である。

●いじめ集団の四層構造 (森田洋司 1986年)



2 いじめ未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

(1) 基本方針

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

【いじめ防止対策推進法 第3条】

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する、そして、見てみぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。